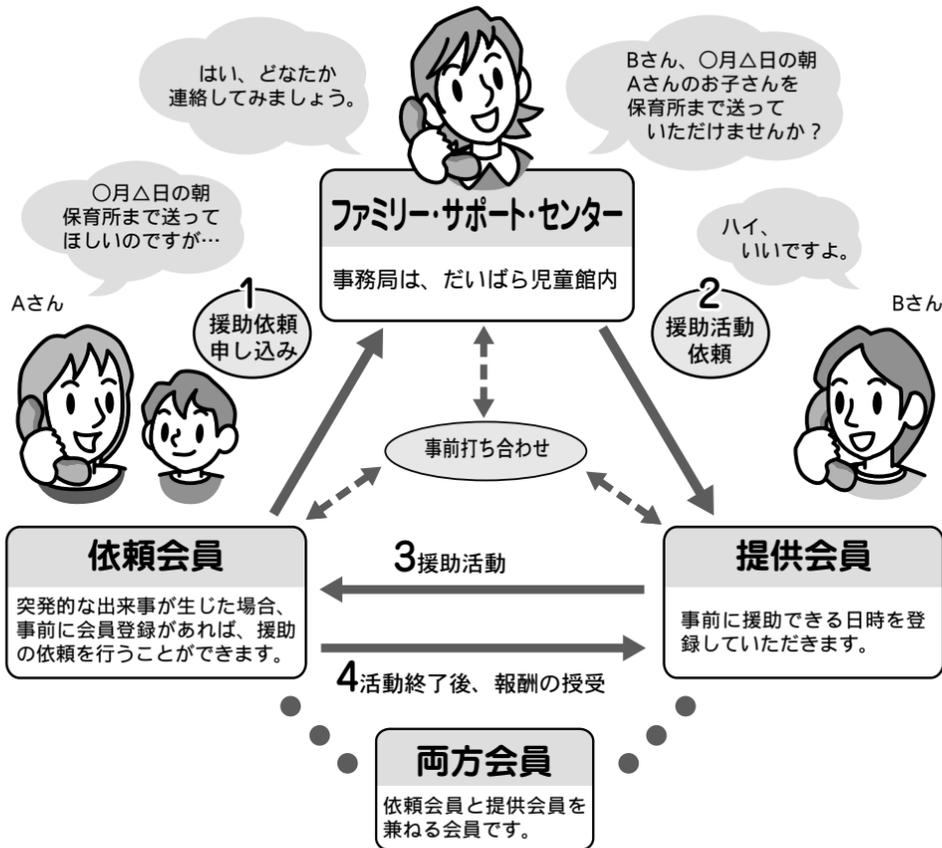


# ～みんなで子育ての輪を広げよう～ ファミリー・サポート・センター事業

## ファミリー・サポート・センターのシステム

まず、ファミリー・サポート・センターの会員になっていただきます！



## 相互援助活動が

10月1日から始まります！

### ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての手助けをしたい人（提供会員）が会員となり、センターが条件や要望にあった会員同士を紹介し、相互援助活動を調整して子育てを支援するものです。  
※センターでお子さんをお預かりするものではありません。

### 会員

【依頼会員】市内在住・在勤でおおむね生後6カ月から小学6年生までのお子さんをお持ちの方

【提供会員】市内在住で心身ともに健康な20歳以上の方

【両方会員】提供会員と依頼会員を兼ねることができる方

### 具体的な相互援助活動の内容

- ・ 保育施設の保育開始まで、または保育終了後に子どもを預かること
- ・ 保育施設までの送迎を行うこと
- ・ 学校の放課後や学童保育終了後に子どもを預かること
- ・ 子どもが軽度の病気で、保育施設や学校に通えない場合に子どもを預かること
- ・ 冠婚葬祭やほかの子どもの学校行事の際に子どもを預かること
- ・ 買い物など外出の際に子どもを預かること

### 入会の手続

入会を希望される方は、センターが開催する入会説明会に参加のうえ、入会申込書および必要書類等を提出し、登録していただきます。

日	時	会場	日	時	会場
8月2日(月)	午前10時～	保健センター	9月4日(土)	午前10時～	文化スポーツセンター
8月19日(木)	午後2時～	八潮メセナ	9月14日(火)	午後2時～	ゆまにて
8月27日(金)	午後2時～	八条公民館			

・ 提供会員および両方会員の方には、センターが実施する講習会に参加していただきます。

日	時	会場
9月10日(金)	午前10時～	八潮メセナ
9月27日(月)	午後2時～	文化スポーツセンター

■入会説明会および講習会へ参加を希望される方は、各開催日の3日前までに電話で、センター事務局へ  
※1歳から就学前までのお子さんの保育あり（要予約、先着順）

### 援助の依頼

援助が必要になったら、依頼予定日の2カ月前から3日前までにセンターに連絡してください。センターは、依頼会員の援助活動の依頼内容に基づき、提供会員を紹介します。

### 援助活動の流れ

#### ①事前打ち合わせ

援助活動を行う前に依頼会員、提供会員およびセンター職員による事前打ち合わせを行います。

#### ②活動開始

依頼内容等を確認したうえで、双方の希望が合致した場合のみ援助活動を行うこととなります。

なお、お子さんは原則として提供会員の自宅でお預かりいただき、宿泊を伴う活動は行いません。

#### ③活動終了・報酬の授受

援助活動の終了後、提供会員に援助活動報告書を作成していただきます。その内容を確認し、依頼会員が提供会員に報酬を支払います。

### 報酬

平日(月～金曜日) 午前7時～午後7時	左記以外の曜日・時間帯
1時間当たり 700円	1時間当たり 800円

### センター事務局

ファミリー・サポート・センター事務局は、だいばら児童館(わんぱる)内に設置します。

### ●センターの開設時間と休業日

開設時間	午前9時～午後5時
休業日	水、日、祝日および年末年始

☎ファミリー・サポート・センター事務局 ☎997-4321

## 児童手当が小学3年生ままで拡大されました

児童手当の制度が改正され、支給対象年齢が小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の3月31日）までに拡大されました。

児童手当は、申請がないと支給されませんので、次に該当する方は、申請の手続きが必要になります。

平成16年4月から小学2・3年生になったお子さん（平成7年4月2日から平成9年4月1日生）を養育している方

平成16年9月30日までに申請してください。期限内に申請があれば平成16年4月分から支給になりますが、期限を過ぎますと申請の翌月からの支給になります。  
※所得制限がありますので、所得が限度額以上の方は該当になりません。

平成9年4月2日以降に生まれたお子さんを養育していて児童手当を受けていない方

平成16年5月の申請から、平成15年中の所得により判定しますので、以前に所得制限のため対象にならなかった方でも、新たに対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

### 所得限度額一覧表

扶養親族の人数	国民年金加入者・年金未加入者	厚生年金等加入者
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

### 《注意》

- 1 所得から、8万円（生命保険料控除額相当）と各種控除（医療費、障害者、寡婦など）を差し引いた後の額が、表の限度額未満であること。
- 2 勤め先が変わるなど、加入する年金制度が変わると所得限度額も変わるため、児童手当制度の対象となる場合と対象にならない場合があります。
- 3 4月、5月分については平成15年度（平成14年中）の所得で、6月分以降については平成16年度（平成15年中）の所得で、それぞれ判定します。そのため、4・5月分のみ該当、または6月分以降からのみ該当、といった場合があります。

☎児童障害課 ☎209